

年金生活者支援給付金制度の申請書を提出してください

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が、一定基準以下の受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。新たに年金生活者支援給付金を受け取る人は、日本年金機構へ請求書の提出が必要です。すでに年金生活者支援給付金を受け取っている人は、新たな手続きは不要です。

㊦・老齢基礎年金を受給している場合

65歳以上で世帯員全員が市町村民税の非課税となっており、年金収入額とその他所得額の合計が88万1,200円以下の人

・障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している場合

前年の所得額が472万1,000円以下の人 ※扶養親族がいる人は異なります。

請求手続き方法

・新たに年金生活者支援給付金を受け取ることができる人

対象者は、日本年金機構から9月上旬ごろから順次届く、請求が可能である旨のお知らせに同封されている「はがき(年金生活者支援給付金請求書)」を記入し提出してください。**令和4年1月4日(火)までに**日本年金機構に届くように投函すると、令和3年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

・年金を受給しはじめる人

年金の請求手続きとあわせて草津年金事務所または国保年金課で請求手続きをしてください。

他問い合わせの際は、「はがき(年金生活者支援給付金請求書)」を用意してください。

☎ねんきんダイヤル(ナビダイヤル) ☎0570(05)4092

※050で始まる番号で電話する場合は、☎03(5539)2216(一般電話)

受付時間 月曜日(祝日の場合は翌日以降の開所日初日)：午前8時30分～午後7時

火～金曜日：午前8時30分～午後5時15分、第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日(水)～令和4年1月3日(月)は利用できません。

日本年金機構草津年金事務所 ☎(567)1311 国保年金課 ☎・☎(582)1120 ☎(582)1138



年金生活者支援給付金制度

消費生活センター情報

くらしのたより No.42

「消費生活センターをご存じですか」

消費生活センター(生活支援相談課内)は、商品の購入やサービスの利用に関する契約トラブルなどの相談を受け付けたり、消費生活に関する情報提供を行っています。相談員がトラブルにあった当事者からの聞き取りなどにより問題点を整理し、事業者との自主交渉や具体的な解決策などについて助言します。自主交渉が難しい、複雑な案件であるなどの場合は交渉のお手伝いをします。消費生活センターに法的強制力はありませんが、相談者と事業者が互いに納得できる結論を探します。相談をする場合は、契約書やパンフレット、インターネット取り引きの場合は、保存した販売サイトの画面やメールなどがあればとても参考になります。

また、消費生活センターでは「借金の返済が苦しい」「住宅ローンの返済で生活が不安」というような多重債務に関する相談も受け付けています。ほかにも何か変だなと思ったら、消費生活センターに相談してください。

☎消費生活センター(生活支援相談課内)

☎(582)1146 ☎(582)1138

「歳末たすけあい激励金」を 交付します

市民の皆さまからの「歳末たすけあい募金」の一部を、生活にお困りの世帯へ「激励金」として交付します。
金額 1世帯当たり5,000円程度(募金の状況や申込状況によって変動)

対市内在住で在宅生活をしていて、令和2年中の世帯総収入額が次の基準額以下の世帯

世帯構成	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
基準額	108万円	168万円	228万円	276万円	312万円

※生活保護受給者は対象外

持世帯全員分の課税・非課税証明書(令和3年度分)、印鑑、申請書

※18歳未満または高校生以下の人の課税・非課税証明書は不要

申11月15日(月)までに直接下記へ申し込み。申請書は、下記に設置またはホームページからダウンロード可。

他・世帯の個人情報担当の民生委員に提供します。
・12月中に担当の民生委員・児童委員が申込者の自宅へ激励金(現金)をお届けします。

☎守山市社会福祉協議会

☎・☎(583)2923 ☎(582)1615